

「ゆうパケット」を利用した詐欺被害が発生!!

詐欺の犯人が「有料サイト利用料金名目」など、様々な理由をつけ、現金をレターパックや宅配便で送付させる手口がありますが、**ゆうパケットを利用した詐欺被害**も発生しています。

電話で現金を送るように指示された時は、振り込め詐欺を疑ってください。

「ゆうパケット」とは？

- 小さな荷物の発送に使用される。
- 郵便ポストから送付できる。
(郵便窓口でも対応可)
- 郵便受けに配送される。



現金を送る際の「決まり」

- 現金を郵送できるのは現金書留だけです。(郵便法第17条)
- ゆうパケット等で現金を送れば、書留郵便物の料金を不法に免れたことになり、30万円以下の罰金を科せられる場合があります。(郵便法第84条第1項)
- 宅配便で現金を送ることは、各事業者の約款で禁じられています。
- 通常の商取引では、送金記録の残らないレターパックや宅配便で現金を送ることはあり得ません。

**「レターパック・宅配便・ゆうパック
ゆうパケットで現金を送れ」と言われるのは詐欺です！
絶対に送らないでください！**

